

令和5年司法試験短答式試験成績判定考査委員会議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

令和5年8月2日(水) 13:15～13:55

2 場所

法務省大会議室

3 出席者

(司法試験委員会委員)

(委員長) 佐伯仁志

(委員) 太田秀哉、沖野真己、佐久間佳枝、富所浩介、三角比呂(敬称略)

(司法試験考査委員)

118名出席

(司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

佐藤剛人事課長、三谷真貴子試験管理官、山内真理子人事課付

4 議題

令和5年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の判定について

5 議事等

令和5年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の判定について

(1) 採点結果報告等について

令和5年司法試験の実施状況及び短答式試験の採点結果について、事務局から報告がなされた。

刑法第6問について、同年7月13日に施行された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」による改正後の刑法ではなく、同改正前の刑法に基づいて出題されていたが、その旨の広報がされていなかったことについて、協議の結果、同問の採点に当たり、受験者全員を正答として取り扱うこととされた。

(2) 成績判定について

出席考査委員の合議により、短答式試験の各科目において、満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が99点以上の成績を得た3,149人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする判定がなされた。

(以上)